

第 3 回遺伝子組換え生物小委員会での主な論点

論点 1 資料 1 の記述の不十分な点

影響が生じる範囲は「利用される地域」を越えている。

遺伝子改変生物による影響は、それを利用する特有の技術による間接的な影響があれば、それも含めて評価されるべき。

野生動植物だけでなく、栽培品種の多様性も考慮すべき。

外来生物による影響以外の生物多様性への影響についてもふれるべき。

論点 2 リスク評価について

< リスク評価の手続きの公正性、透明性の確保の必要性 >

リスク評価とは、ある特定の手法によって出されたデータの解釈で、解釈が共通するとは限らない。サイエンティストに任せておけば客観的なリスクの評価ができるという前提に立たず、様々な意見を受け、説明をするような仕組みを用意し、その手続きを経ることが必要。

委員の中立性を前提に、科学的な委員会をつくって判断を出してもらう形はある。意見が割れたら割れたものが出てくることに意味があり、場合によっては市民に対して意見を聞くことも含め、公正で透明な手続をとるということに意味がある。

< 評価方法について >

リスク評価は、サイエンティフィックプロセスで、そのときの最も進んだ、最も信頼性のある手法で評価のデータを出す。

科学性のある情報を必要に応じて収集できるシステムをつくっておくことが重要。想定されることに関する情報をいかに網羅的に提供できるかが重要。細かい評価の手法をつくってしまうと、自由度がなくなる懸念がある。

< 評価に基づく決定について >

評価では、デジタル的に影響ありなしのどちらかに答が出るわけではない。ゼロリスクということはなく、リスクは一定以下であればいい。

科学者の委員会などでのリスク評価の結果を見て、リスクが不確実、よくわからない場合にはベネフィットと比較するような判断の仕方が一つのあり方。

基礎研究における便益とは何かというのは問題。経済的な便益だけでなく、サイエンテ

イフィクナ価値を持っているという便益もあると考えないと研究が成り立たない。日本の行政法の仕組みは、許可したら取り消すことはできないという前提がありがち。ありとあらゆる技術に対応して目を光らせてというような仕組みの実効性は薄い。行政のみでなく、民間、企業、学者、NGO、NPOの力を組み込んだシステムとし、一たんは許可したが、もし違った情報が出てきたらすぐやり直す、決定は完全ではないということをも前提にしたシステムをつくるべき。

論点 3 リスク評価、管理の制度を考える前提について

遺伝子組換えをする自由があるという前提で許可制とするか、そのような自由はないという前提で、特別に試験研究、製品製造の権限を与える特許とするのか整理が必要。自由があると考えれば、それに対する制限は最小限であるべき。

カルタヘナ議定書は予防的なアプローチをとっていることから、利用は当然全く自由で、最小限の規制で足りるというわけでは必ずしもないのではないかと推定されているとも思えない。

遺伝子組換えの技術にはさまざまな可能性がある。とんでもない生き物ができてくるのかもしれないので規制が必要なのではないか。

歴史的には、育種の過程でもあまり極端なリスクが生じなかったから、受け入れられている。組織培養、細胞融合、遺伝子組換えと技術が進歩してきている中で、遺伝子組換えのリスクはまだ十分はかり切れないから、リスクをチェックして進めているのが現実。やってはいけないという前提ではないはず。遺伝子組換えに関しては、科学の発展の中でリスクがチェックされながら進んできているので、リスクが評価できれば、組換えをすること自体は自由に行ってよいという前提に立つべき。

遺伝子組換えに関しては、何のリスクがあるかわからない時期は全部とめ、その後ガイドラインで自主的に規制してきている。しかし、封じ込めでない利用については、単に自主的規制ではなくて、ある程度国による関与も必要。

論点 4 リスク管理上の問題点について

これから動物が作出されていった場合に、遺伝子改変したものと同種のものが生息していた場合には区別がつかないので管理の対策が立てられない。

組換え食品については、基本的にはトレーサビリティの確保が必要という議論になっている。科学的に組換え体であるかどうかはわかることを前提としている。

組換えの場合は区別がつかないという問題点があるかもしれないが、外来生物より既に土着しているものの組換え体の事前の影響の評価は比較的容易。